

新型コロナウイルス感染症対策に関連して
学童保育所への緊急支援要請と制度の抜本的改善を求める談話

2020年3月6日

全日本建設交運一般労働組合

全国学童保育部会

事務局長 田村 一志

政府は、2月25日に、新型コロナウイルス感染対策の推進に向けた「基本方針」を発表し、27日に安倍首相が、全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について3月2日から春休みまで臨時休業をおこなうよう要請した。これに伴って、厚生労働省は事務連絡で、保育所や放課後等デイサービス事業所と同様に、学童保育所（放課後児童クラブ）にも、「保護者が仕事を休めない場合に家に1人であることができない年齢の子どもが利用する」ため、「感染の予防に留意したうえで、原則として開所する」ことを求めている。首相の唐突な要請から、わずか1~2日で開所の対応を迫られ、学童保育所では、さまざまな不安と混乱が起きている。

まず学童保育所は、児童福祉法上では「児童福祉施設」ではなく「事業」との位置づけから、施設の最低基準ももたず、「設置運営基準」での目安として、1支援単位40人、専有区画児童一人当たり1.65㎡となっており保育所の保育室より狭い基準でしかない。しかも最低基準となっていないので、この広さを確保できていない学童保育所も多い。

あわせて支援の1単位40人となっているものの、仕切りのない部屋に2単位以上の児童が生活を余儀なくされている実態も改善されていない。さらに、職員室（事務室）どころか静養室も持たず、通常でも具合が悪くなった児童を保育室の一角に寝かせ保護者の迎えを待たざるを得ない極めて貧弱な条件で日々の保育を行っているのが現状である。

したがって、非常に狭い空間で長時間過ごすことになり、学童保育所は学校より感染リスクがより高まることが懸念されている。

こうした中で、厚労省・文科省は「手洗いやマスクの着用などの基本的な対策に

加え、児童の席の間隔を1メートル以上離して配置」などの通知をだしているが、現状からすると、現場の指導員は困惑するしかない状況である。重ねて「マスク」「消毒液」なども確保できておらず、現場からの「子どもをまもれるのか」「感染リスクへの不安」の声が上がっている。

また指導員体制では、通常でさえ指導員不足の上、朝からの開所となり、人員確保に苦慮している。緊急の人員補充は必要だが、こういう事態になり児童のストレスも大きく、個々の児童のメンタルにも気を配りながらの仕事は、本来だれでも人がいればいいというものではない。また健康管理についての相談する専門職員もないこととも合わせ、現場の指導員をさらに過重労働に追い立てている。

新型コロナウイルス感染症対策にかかわって、学童保育施策の脆弱さが露呈した。私たちは、児童の命・生活を守ることを最優先しこの事態の収束まで最善の努力をすることを表明する。あわせて3月4日に厚労省に要請を行ったが、改めて困難な中で働く学童保育指導員、不安のなか生活する児童への緊急の援助と制度の抜本的な見直しを求めるものである。

【緊急要請】

- (1) 今回の緊急対応による開所時間の延長、指導員の増員などにかかる費用は、十分な財政措置を国が行うこと。
- (2) 感染症の予防に関して
 - ①児童の登所の際に検温を実施し感染リスクを未然防止するよう事業所を指導すること。
 - ②マスク、手指消毒器、ペーパータオルなど感染予防の医療資材を学童保育所にも配布すること。
 - ③職員の感染防止と健康対策を徹底するように、事業所を指導すること。
 - ④感染が疑われる児童・職員については、速やかに医療機関で検査や治療が受けられるように、自治体と連携して地域医療体制を確保すること。
- (3) 感染者が出た場合の対応について
 - ①児童・家族や職員等に感染者が発生した場合の施設での対応について、関係機関との連携も含めガイドラインを示すこと。
 - ②国の責任で自治体と連携して施設の消毒等にあたりとともに、すべての利用

者・家族と職員を対象に速やかに検査を実施し、安全を確保するための措置を講じること。

(4) 休業や閉所への対応について

- ①感染もしくは感染が疑われる、または、自らの子育てのために勤務できなかった職員に対して、公費で休業保障をおこなうこと。
- ②休業や子育て中の職員の休暇に伴う代替職員の確保のための措置を講じること。
- ③感染もしくは感染が疑われる、または予防のために利事業所を閉所した場合でも、事業所に損失が出ないように、予定されていた補助金を支給すること。

【制度の抜本的見直し】

1、児童福祉法改正し、学童保育所の法的位置づけを児童福祉施設とし、適正な最低基準を設けること 当面以下の問題については早急に検討を始めること。

- ①上記の改正にあたっては、開設時間を「学校休業日以外1日8時間以上」「学校休業日 1日10時間以上」とすること
- ②職員の配置基準を複数の常時正規職員の配置のほか、事務職員や休暇代替などの補助職員を配置すること。
- ③1支援単位を30人までとすること。
- ④施設は、1施設に複数の支援の単位（複数のクラス室）を設けるようにすること。
- ⑤クラス室に加えて、職員室、トイレ、調理室、静養室、図書・学習室を学童保育所専用のもので位置づけること。

2、学童保育予算を抜本的に見直し予算化するとともに、国の負担割合を1/2とすること。

3、大学などにおいて、学童保育指導員の養成課程を創設すること。

4、制度改正にあたっては、労働組合や関係団体の声を反映させたものにする

こと。